

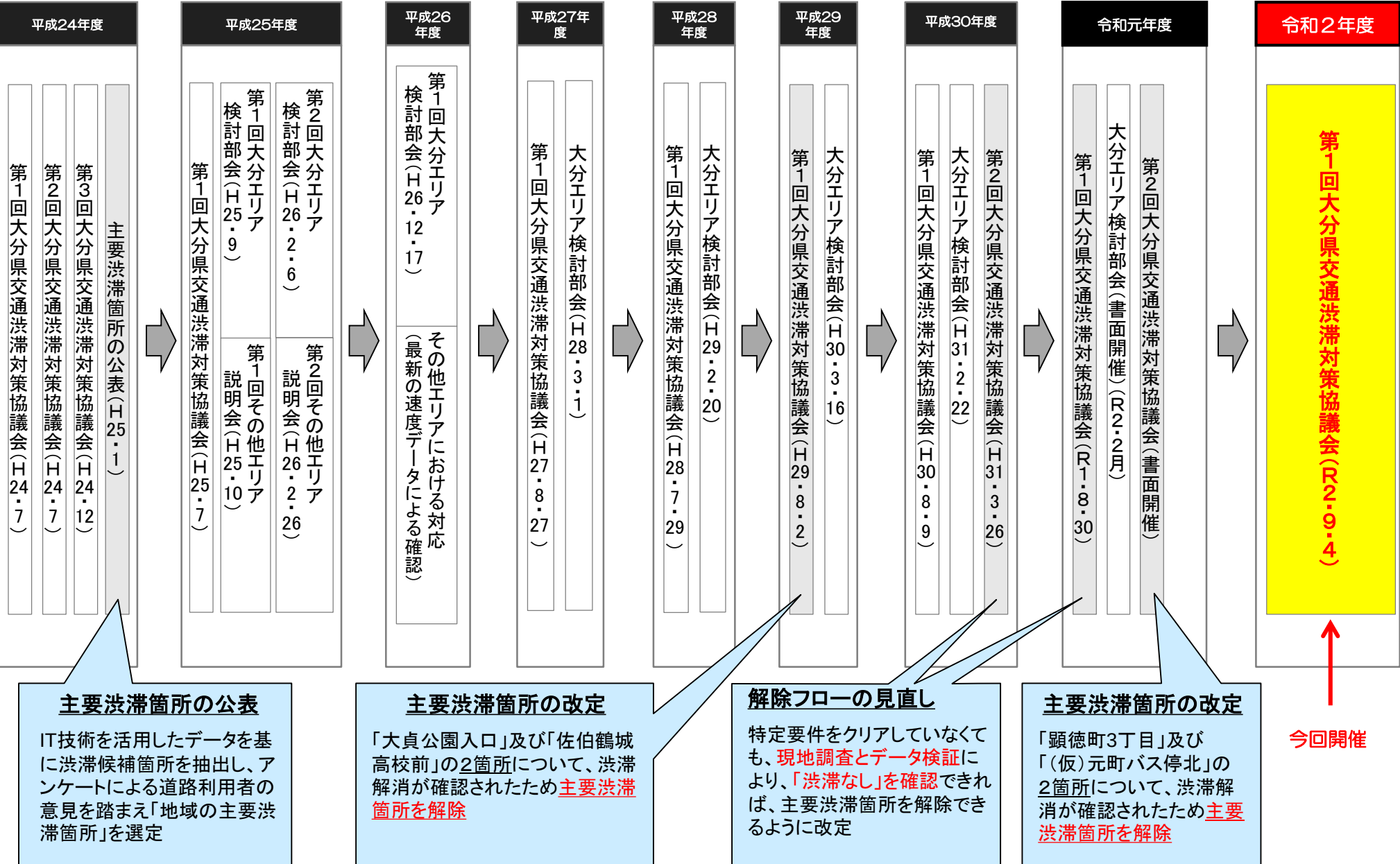
令和２年度 第１回 大分県交通渋滞対策協議会資料

目 次

１．これまでの検討経緯		１
２．最新のデータによる渋滞状況のモニタリング		３
３．主要渋滞箇所の渋滞対策状況と今後の方針		１０
４．緊急事態宣言期間中における交通状況		１３
５．官民連携による渋滞対策の取組み		１９
６．都市内の路上荷さばきに起因する渋滞対策		２３
７．重要物流道路における道路交通アセスメントの取組み		２４
８．今後の進め方		２８

令和２年９月４日（金）

1. これまでの検討経緯



1. これまでの検討経緯

○大分県内の主要渋滞箇所の解除状況

○大分県内の主要渋滞箇所は平成25年1月に147箇所を選定・公表し、バイパス整備及び交差点改良等の対策等を実施してきた結果、これまでに**4箇所を解除**
○依然として、**大分市内・別府市内を中心に143箇所の主要渋滞箇所が残存**

●主要渋滞箇所の状況

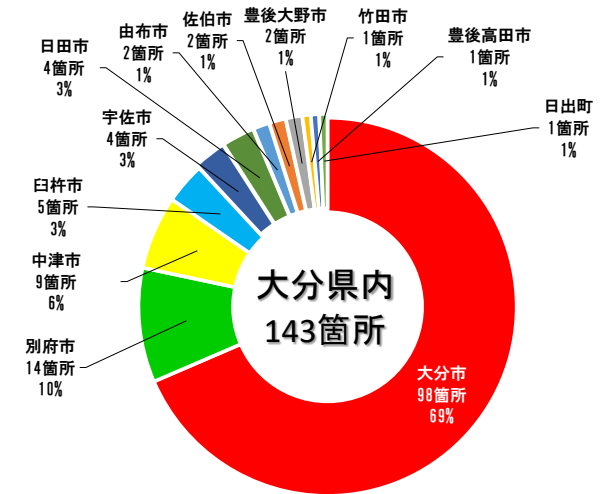


現在の大分県内主要渋滞箇所（一般道）

時期	主要渋滞箇所	内訳	
		集約区間数	箇所数
選定時 (H25.1)	147箇所	29区間 (82箇所)	65箇所
H29年渋滞協後 (H29.8)	145箇所	29区間 (82箇所)	63箇所
R1年渋滞協後 (R2.3)	143箇所	29区間 (80箇所)	63箇所
解除済み箇所		4箇所	4箇所

箇所：単独で主要渋滞箇所を形成
区間：交差点等が連担するなど、速度低下箇所が連続しており、複数の主要渋滞箇所を含む区間

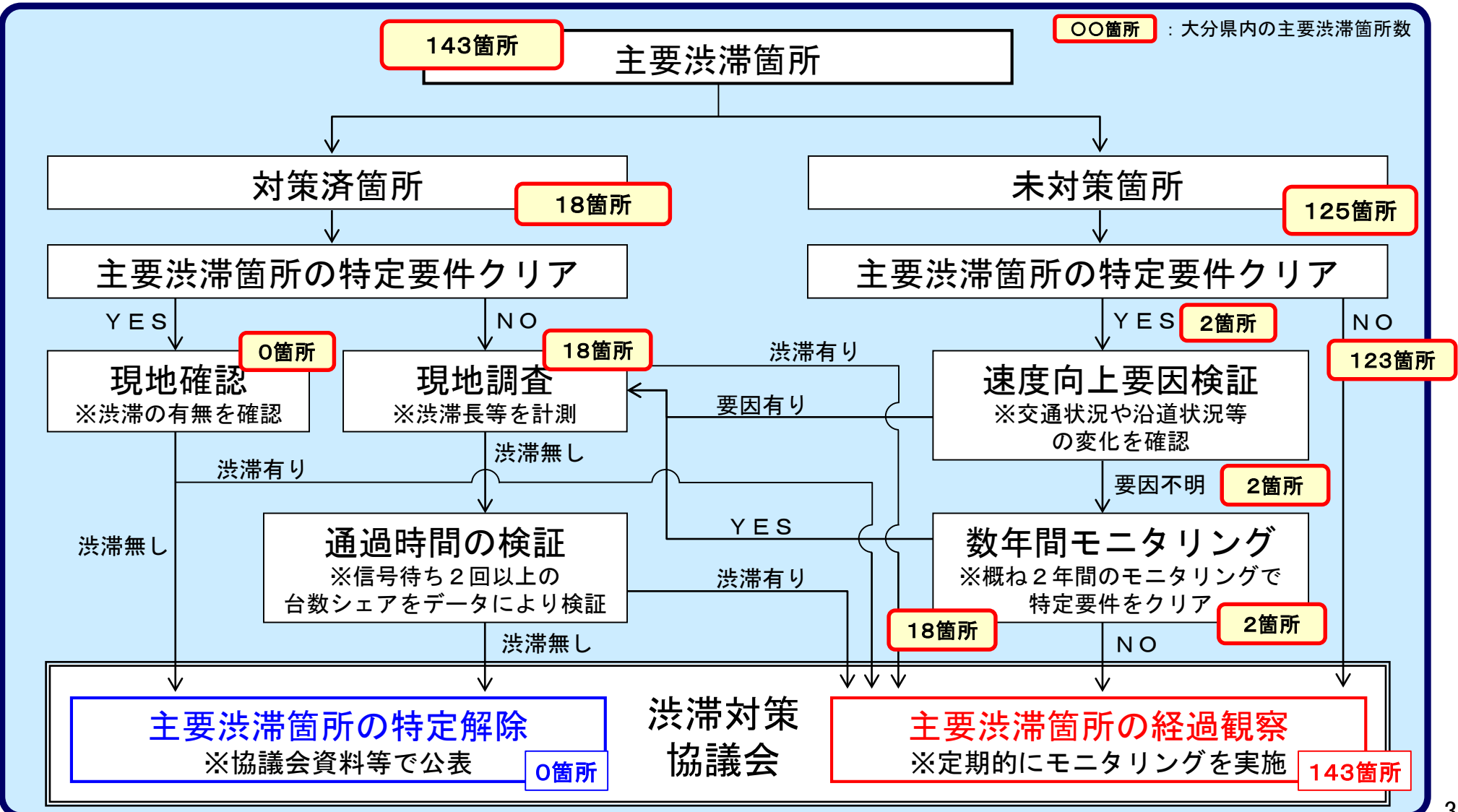
主要渋滞箇所（143箇所）の内訳



2. 最新のデータによる渋滞状況のモニタリング

(1) 主要渋滞箇所のモニタリング結果

○最新の交通データ(H31.3-R2.2)を用いて主要渋滞箇所のモニタリングを実施、解除フローに基づき解除候補箇所を抽出
○抽出の結果、**今回の解除候補箇所は0箇所**



2. 最新のデータによる渋滞状況のモニタリング

(2)対策済箇所のモニタリング結果

○平成25年1月以降に対策を実施した主要渋滞箇所について、モニタリングを実施
○各箇所、渋滞緩和は見られるものの**特定要件に該当、現地確認でも渋滞残存を確認**していることから「経過観察」

●対策が行われた主要渋滞箇所の点検結果（1/3）

凡例
20km/h未満

【主要渋滞箇所の特定要件】
平日朝（7時～9時）または平日夕（17～19時）
または休日昼（7時～19時）の平均速度が
一方向でも **20km/h未満** になる箇所

交差点名	対策事業名	対策内容	完了 年次	今後の対策 (事業中)	方角	路線名	選定時平均速度(km/h) 【H24.4～H24.8】			対策後平均速度(km/h) 【H31.3～R2.2】			現地状況	位置づけ
							平日朝	平日夕	休日昼	平日朝	平日夕	休日昼		
堀	国道10号別大拡幅	国道10号4車線化	H26.3	なし	北	市道等(従)	13.2	9.5	14.2	16.3	8.2	8.7	渋滞有り	経過観察
					北東	国10(主)	15.3	14.5	18.1	9.7	7.9	9.0		
					東	国213(従)	23.7	12.9	16.2	19.1	12.2	12.0		
					南西	国10(主)	15.2	19.3	20.5	21.4	19.1	19.8		
					南	市道等(従)	21.1	15.6	16.6	15.7	14.3	15.9		
牧跨線橋南	(都)下郡中判田線	道路新設	H27.2	なし	南	市道等(従)	14.5	7.8	14.9	10.5	8.2	12.4	渋滞有り	経過観察
					南西	市道等(主)	23.7	33.6	31.6	34.8	32.1	33.8		
					北	市道等(従)	10.2	8.6	13.3	11.3	8.8	11.1		
					北東	市道等(主)	15.4	17.9	28.7	16.0	16.7	19.4		
佐野	東九州自動車道 豊前IC～宇佐IC 椎田南IC～豊前IC	高速道路新設	H27.3 H28.4	なし	北西	国213(従)	19.3	24.4	21.5	12.0	10.8	11.3	渋滞有り	経過観察
					北東	県629(従)	25.5	29.2	29.8	29.3	31.9	28.1		
					西	国10(主)	19.2	29.4	18.8	11.5	12.3	14.6		
					南東	国10(主)	32.3	36.6	39.3	31.9	34.0	34.6		
大分大学入口	交差点改良	区画線の引き直し	H29.2	国道10号 高江拡幅	北	国10(主)	18.4	25.9	27.5	18.7	31.0	34.2	渋滞有り	経過観察
					南東	市道等(従)	13.8	14.3	17.4	19.3	18.0	21.1		
					南	国10(主)	22.7	24.1	26.9	29.4	29.5	31.1		
角子原陸橋南	(都)岡臨海線	道路新設	H29.3	なし	東	国197	36.2	31.3	31.9	28.0	18.6	21.8	渋滞有り	経過観察
					西	国197	32.1	29.1	31.1	23.4	20.4	19.8		
					北	主22	11.6	16.2	20.6	17.3	14.2	20.0		
					南	市道等	-	-	-	35.7	22.0	36.9		
市場ロータリー	(県)三重新殿線バイパス 内田工区	道路新設	H29.12	なし	南東	市道等	20.4	15.4	21.1	19.2	10.7	13.2	渋滞有り	経過観察
					南西	国326	19.4	17.8	23.7	24.0	21.2	27.4		
					北西	県517	7.9	7.3	7.3	9.4	6.7	8.5		
					北東	国326	23.5	23.4	23.5	22.7	21.2	24.1		
(仮)三重町駅東	(県)三重新殿線バイパス 内田工区	道路新設	H29.12	なし	南東	市道等	35.5	22.0	21.2	10.1	9.7	10.9	渋滞有り	経過観察
					北	県519	14.4	12.2	15.1	28.6	22.1	31.6		
					西	市道等	-	-	-	12.7	18.5	20.6		
					南西	県519	28.2	24.1	28.8	22.1	17.7	21.5		

2. 最新のデータによる渋滞状況のモニタリング

(2)対策済箇所のモニタリング結果

●対策が行われた主要渋滞箇所の点検結果（2/3）

【主要渋滞箇所の特定要件】
平日朝（7時～9時）または平日夕（17～19時）
または休日昼（7時～19時）の平均速度が
一方向でも 20km/h未満 になる箇所

凡例
20km/h未満

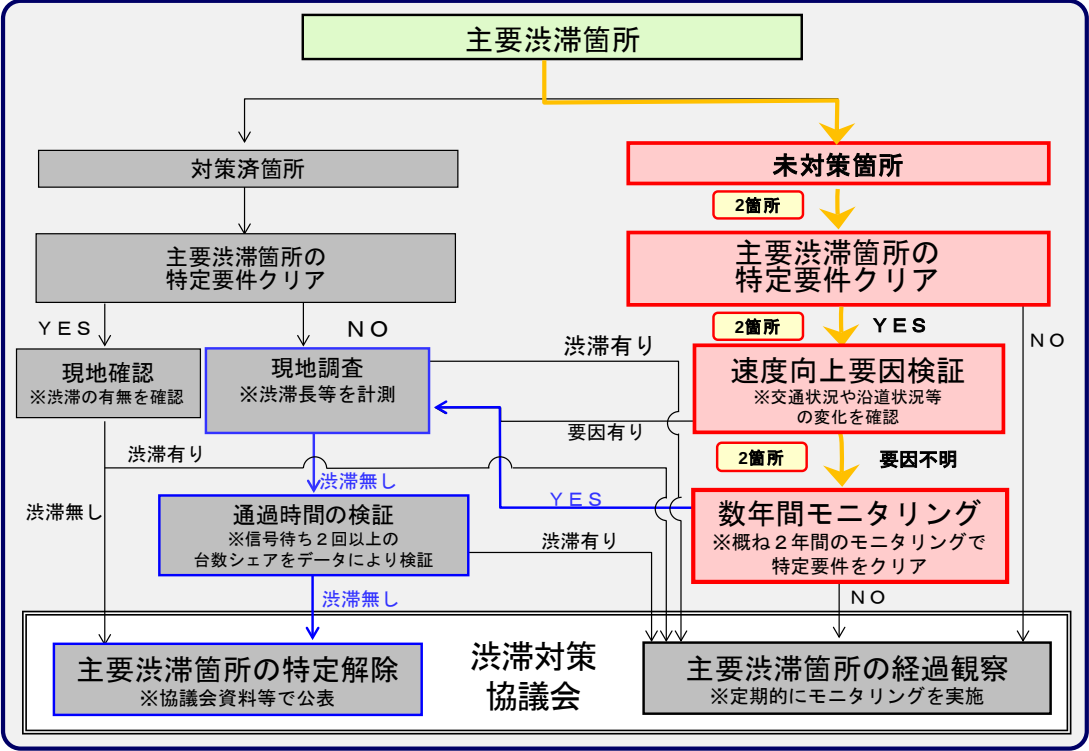
交差点名	対策事業名	対策内容	完了 年次	今後の対策 （事業中）	方角	路線名	選定時平均速度(km/h) 【H24.4～H24.8】			対策後平均速度(km/h) 【H31.3～R2.2】			現地状況	位置づけ
							平日朝	平日夕	休日昼	平日朝	平日夕	休日昼		
顕徳町1丁目	(都)庄の原佐野線 元町下郡工区	道路新設	H30.1	(都)県庁前 古国府線	北西	国10(主)	9.2	7.5	9.8	10.9	11.6	14.4	渋滞有り	経過観察
					東	国10(主)	7.4	8.9	8.8	15.4	12.7	13.2		
					南	市道等(従)	3.2	3.4	4.4	17.2	13.6	12.9		
					北	市道等(従)	9.2	6.0	8.4	6.3	26.4	8.9		
顕徳町2丁目	(都)庄の原佐野線 元町下郡工区 (都)中島錦町線	道路新設	H30.1	なし	北	市道等(従)	7.0	4.0	6.3	12.9	11.9	13.2	渋滞有り	経過観察
			H29.12		西	国10(主)	15.6	8.3	17.3	21.9	25.0	30.0		
					東	国10(主)	15.5	17.0	21.3	16.4	15.9	31.3		
					南	市道等(従)	3.9	4.5	4.6	13.4	13.9	13.4		
錦町2丁目	(都)庄の原佐野線 元町下郡工区 (都)中島錦町線	道路新設	H30.1	なし	西	国10(主)	11.5	7.2	10.1	11.9	14.1	10.8	渋滞有り	経過観察
			H29.12		南	国10(主)	-	-	-	6.8	5.9	11.9		
					東	主21(従)	-	-	-	18.7	22.5	24.6		
滝尾橋東	(都)庄の原佐野線 元町下郡工区	道路新設	H30.1	なし	西	主21(主)	17.7	13.2	21.9	20.5	14.9	21.9	渋滞有り	経過観察
					南	市道等(従)	4.0	4.1	3.3	15.6	17.3	15.4		
					東	主21(主)	22.6	23.8	16.9	34.7	31.9	27.9		
北下郡ガード西	(都)庄の原佐野線 元町下郡工区	道路新設	H30.1	(都)庄の原 佐野線 下郡工区	南	市道等(従)	4.4	4.2	4.2	15.7	15.3	15.4	渋滞有り	経過観察
					東	主21(主)	9.2	11.3	9.5	11.9	10.2	12.6		
					北西	主21(主)	10.0	7.9	13.4	14.6	11.6	17.2		
					北	市道等(従)	3.8	4.8	6.2	16.1	17.5	18.1		
加納西	(都)庄の原佐野線 元町下郡工区	道路新設	H30.1	(都)庄の原 佐野線 下郡工区	西	主21(主)	16.1	15.1	16.3	17.3	15.6	19.2	渋滞有り	経過観察
					南	主56(従)	4.4	3.5	5.6	6.6	6.2	8.8		
					東	主21(主)	6.1	7.3	9.4	5.9	7.4	11.0		
					北	県685(従)	-	-	-	24.6	18.7	25.9		
加納	(都)庄の原佐野線 元町下郡工区	道路新設	H30.1	(都)庄の原 佐野線 下郡工区	南	市道等(従)	2.6	2.0	3.4	11.1	11.1	12.6	渋滞有り	経過観察
					北	市道等(従)	15.8	5.8	15.0	19.3	19.1	20.7		
					東	主21(主)	27.5	39.5	43.9	9.5	15.2	29.8		
					西	主21(主)	36.8	31.7	33.5	21.4	19.6	22.5		

データなし
データ:プローブデータおよびETC2.0プローブ情報
注1)選定時の道路データには、錦町2丁目交差点の南側の新設区間が設定されていないため、南側と東側の速度が捉えられない。
注2)加納西交差点の北側は、選定時と最新データで対象道路が異なる。(H27.2(都)下郡中判田線開通)

2. 最新のデータによる渋滞状況のモニタリング

(3)未対策箇所のモニタリング結果

- 未対策箇所についてモニタリングを実施、モニタリングの結果、**2箇所が特定要件をクリア**
- 2箇所ともに特定要件を1カ年のみのクリア**であるため、**「経過観察」に位置づけ、引き続きモニタリングを継続**



●対策未実施箇所の点検結果

【主要渋滞箇所の特定要件】
平日朝（7時～9時）または平日夕（17～19時）
または休日昼（7時～19時）の平均速度が
一方向でも **20km/h未満** になる箇所

凡例
20km/h未満

交差点名	方角	路線名	選定時平均速度 (km/h) 【H24.4～H24.8】			前年度平均速度 (km/h) 【H30.4～H31.3】			最新の平均速度 (km/h) 【H31.3～R2.2】			今後の方針	理由
			平日朝	平日夕	休日昼	平日朝	平日夕	休日昼	平日朝	平日夕	休日昼		
中村北	北	国10(主)	35.8	31.6	30.2	27.5	26.7	28.2	29.1	25.3	28.0	経過観察	解除フローに従い、今後2年間モニタリングを継続する。
	東	主38(従)	17.6	23.2	21.3	30.0	19.6	26.6	27.6	21.3	27.6		
	南	国10(主)	36.5	34.9	32.5	26.6	22.7	25.2	28.5	22.5	26.8		
(仮)金谷迫南	南	市道等	19.8	35.8	40.0	27.5	32.0	44.3	21.5	31.7	38.9	経過観察	解除フローに従い、今後2年間モニタリングを継続する。
	北	市道等	26.4	32.5	49.1	24.2	20.5	22.8	29.8	32.1	44.2		
	北東	市道等	-	-	25.6	19.8	29.6	38.9	23.6	20.8	21.6		

データ：プローブデータおよびETC2.0プローブ情報

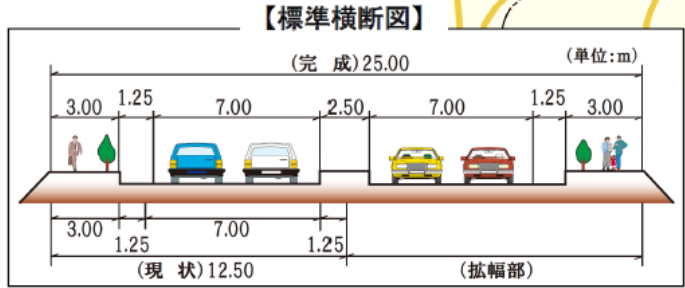
2. 最新のデータによる渋滞状況のモニタリング

(4)新たに完了した道路事業の紹介【国道10号豊前拡幅】

- 令和2年3月に国道10号豊前拡幅の事業が完了
- 当該事業により、主要渋滞箇所「新山国大橋交差点」の混雑緩和に期待、今後効果検証及びモニタリングを実施予定



凡 例	
	2車線
	4車線以上
	高規格幹線道路
	一般国道(直轄)
	一般国道(補助)
	主要地方道
	一般県道
	開通済区間
	事業中区間



▲写真①



▲写真②

出典：国道交通省九州地方整備局大分河川国道事務所記者発表資料、北九州国道事務所HP

2. 最新のデータによる渋滞状況のモニタリング

(5)新たに完了した道路事業の紹介【(都)山田関の江線(西野口町工区)】

- 令和2年3月に(都)山田関の江線(西野口町工区)の事業が完了
- 当該工区の事業完了により、主要渋滞箇所「富士見通り7丁目交差点」や並行する国道10号の混雑緩和に期待、今後効果検証及びモニタリングを実施予定

●事業概要

路線名	(都)山田関の江線
事業箇所	別府市西野口町
整備内容	現道拡幅
路線延長	L=420m
車線数	4車線
歩道等の有無	有り

●期待される効果

- 狭隘区間を拡幅することで、渋滞解消の効果が見込まれ、国道10号を補完する幹線軸としての機能が向上します。
- 歩道未整備区間の解消により、歩行者の安全空間を確保します。
- 無電柱化することで各方面と中心市街地を結ぶ幹線道路として、都市防災機能の向上と都市景観の改善を図ります。



▲写真①

●位置図等



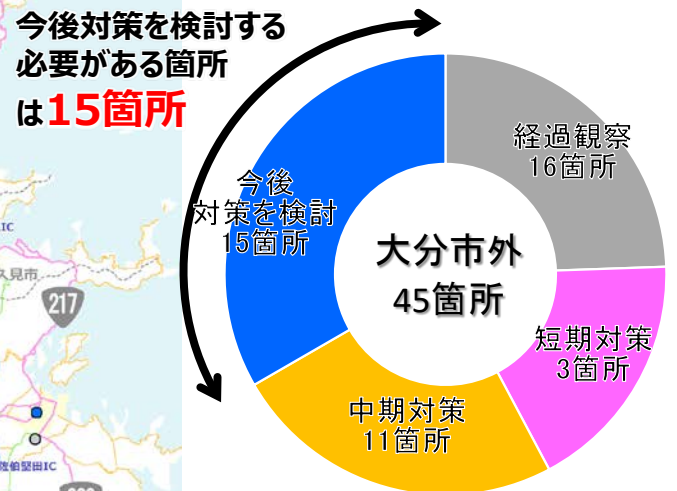
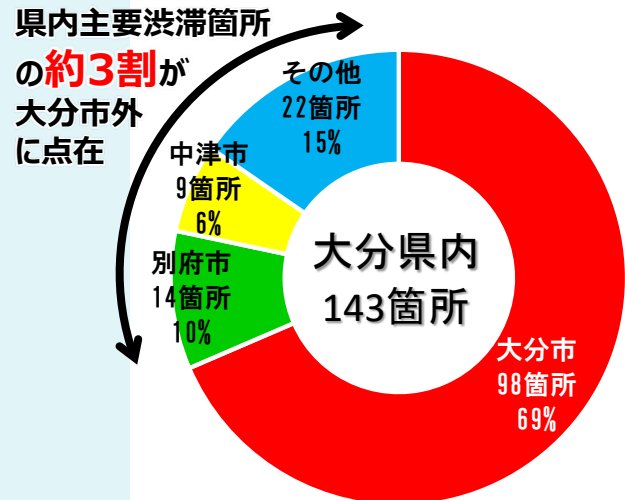
主要渋滞箇所

3. 主要渋滞箇所の渋滞対策状況と今後の方針

(1)大分県の主要渋滞箇所の対策状況

- 中九州横断自動車道や主要地方などの道路整備を実施中
- 県内の主要渋滞箇所の約3割(45箇所)が大分市外に点在、今後対策を検討する必要がある箇所は15箇所

【主要渋滞箇所の対策状況】



▲渋滞対策状況（大分市外）

3. 主要渋滞箇所の渋滞対策状況と今後の方針

(3)大分県及び大分都市圏エリアにおける渋滞対策

○大分県および大分都市圏エリアにおいては、各道路管理者等及び交通事業者との連携を図りながら、ハード・ソフトの両面から渋滞対策を推進

- 短期・中期対策の道路整備推進
- ピンポイント対策の検討実施
- 官民連携による渋滞対策の実施
- ソフト対策等の検討実施



- ・「今後対策を検討」する必要がある主要渋滞箇所について、国・県・関係市町と協議を行う。
- ・各道路管理者等により渋滞分析を進め、対策検討及び対策効果を検証する。（大分県内）
- ・大分都市圏総合都市交通計画等を踏まえ、さらなる対策検討及び対策効果を検証する。（大分エリア）

4. 緊急事態宣言期間中における交通状況

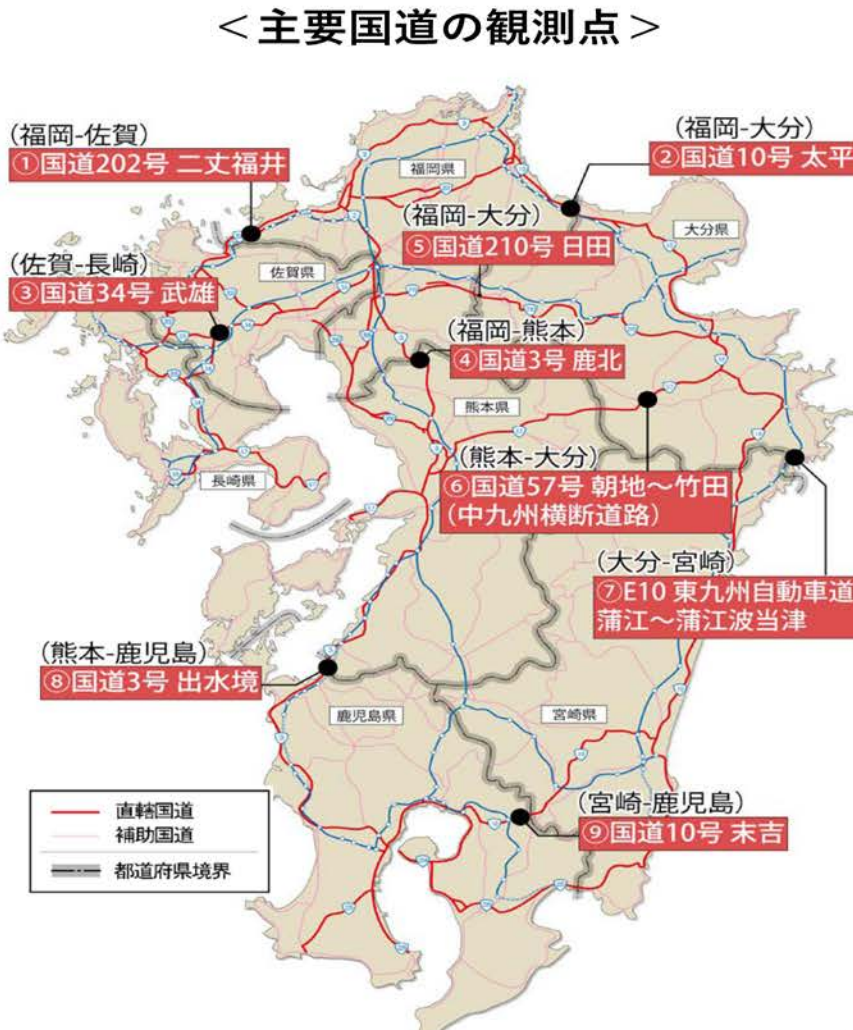
(1) 九州地方整備局管内の主要国道(県境付近)の交通状況

- 緊急事態宣言期間中は、前年に比べ平日で約2割、休日で約5割減少
- 緊急事態宣言解除後は、前年に比べ平日で約1割、休日で約2割減少
- 移動自粛全面解除直後では、**ほぼ前年並みに回復**

緊急事態宣言期間中・解除後・最新の交通状況

九 州	緊急事態宣言	4月16日 (木)
	緊急事態宣言解除	5月14日 (木)
	移動自粛全面解除	6月19日 (金)

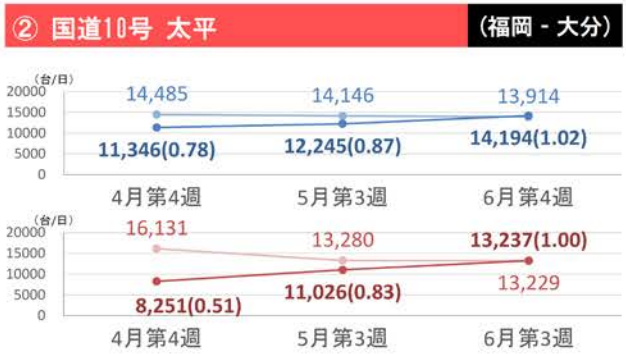
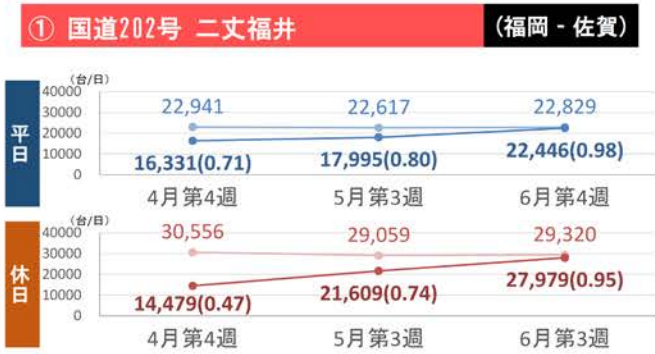
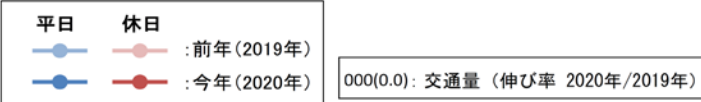
緊急 事態 宣言		前年(2019年)	今年(2020年)	前年との 交通量比率
期 間 中	平日	4/22(月)～26(金)	4/20(月)～24(金)	78.9%
	休日	4/27(土)～28(日)	4/25(土)～26(日)	50.8%
解 除 後	平日	5/20(月)～24(金)	5/18(月)～22(金)	85.9%
	休日	5/25(土)～26(日)	5/23(土)～24(日)	78.8%
最 新	平日	6/24(月)～25(火)	6/22(月)～23(火)	98.1%
	休日	6/22(土)～23(日)	6/20(土)～21(日)	96.5%



4. 緊急事態宣言期間中における交通状況

(1)九州地方整備局管内の主要国道(県境付近)の交通状況

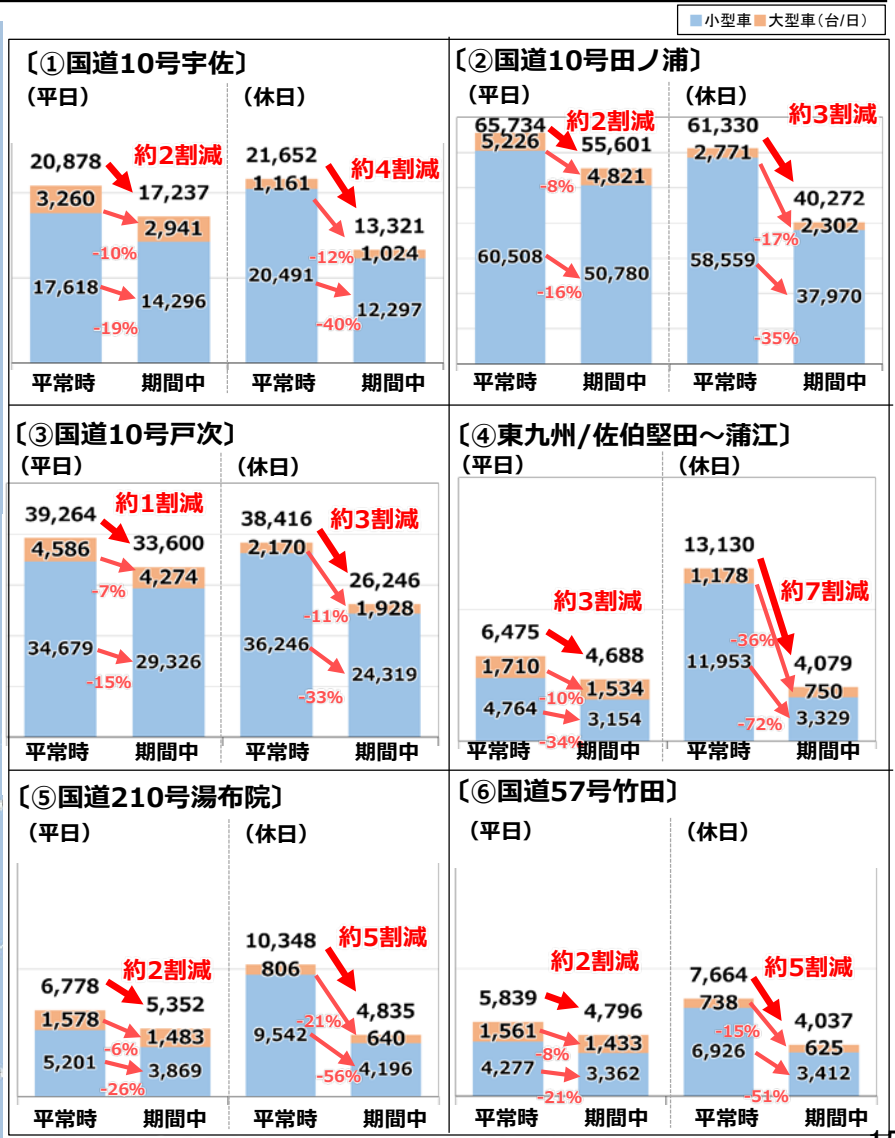
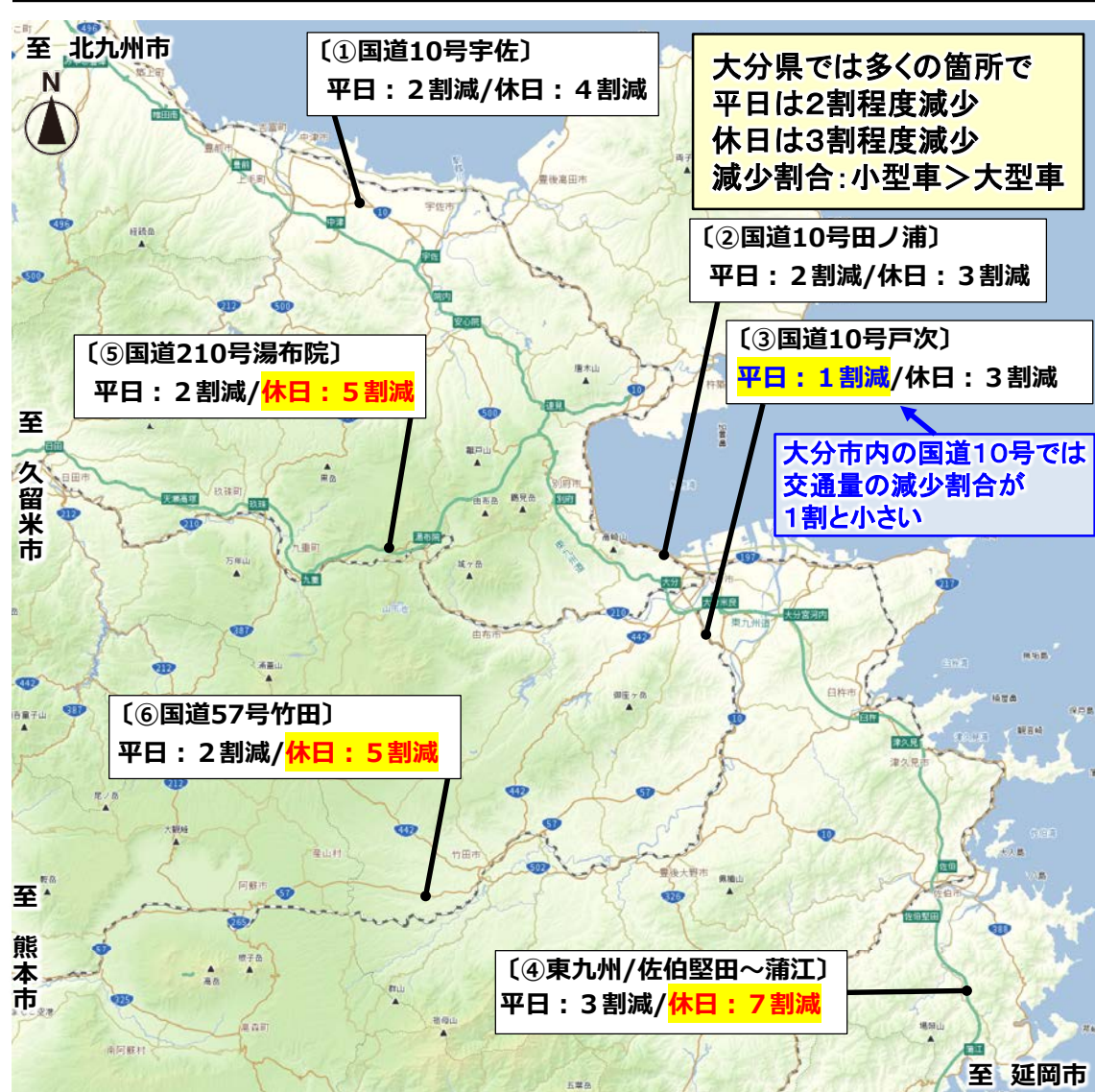
主要国道の交通状況(令和2年4月～6月までの交通量の推移:全車)



4. 緊急事態宣言期間中における交通状況

(2)大分県内の主要国道の交通状況

- 緊急事態宣言期間中、大分県内では交通量が平日で1～3割程度減少、休日で3～7割程度減少していたことを確認
- 各地点小型車の減少割合が大きく、大型車の減少割合は小さい

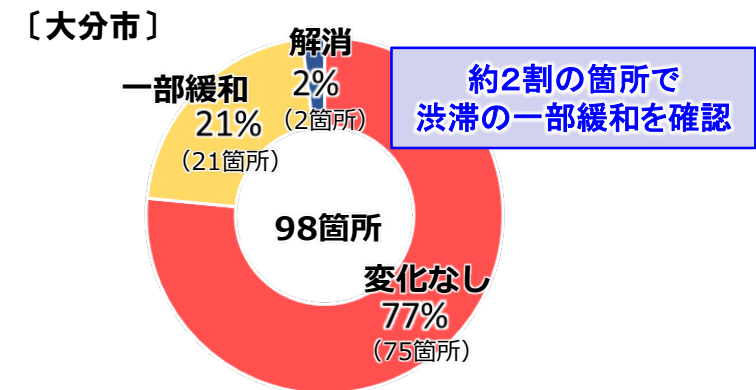
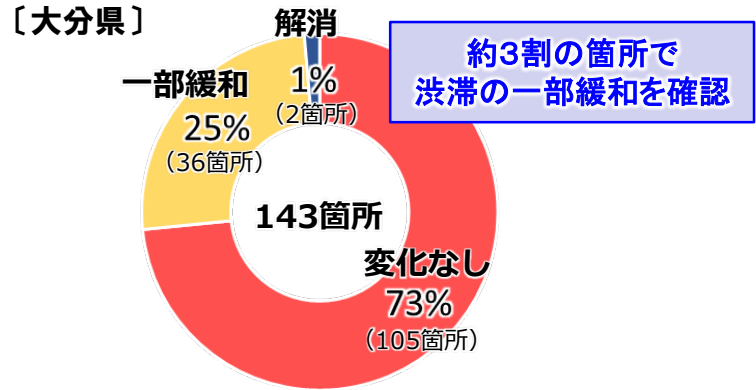


4. 緊急事態宣言期間中における交通状況

(3)大分県内の速度状況及び主要渋滞箇所の渋滞状況

- 緊急事態宣言期間中、大分県内では交通量の減少に伴い、**県内の主要渋滞箇所の約3割で渋滞が緩和**したことを確認
- 主要渋滞箇所の約7割が集中する**大分市内では約2割の箇所で渋滞が緩和**したことを確認

【主要渋滞箇所の渋滞状況】



【集計の考え方】
県内の主要渋滞箇所に接続するセンサス対象道路以上の道路で評価(位置づけ)
「解消」期間中に全方向20km/h以上
「一部解消」：1方向でも20km/h未満⇒20km/h以上となった箇所
「変化無し」：上記以外の箇所
※データ：ETC2.0 平常時:確報値：H31.4.19～R1.5.16 平日平均
期間中:速報値：R2.4.17～R2.5.14 平日平均

凡 例

<主要渋滞箇所>

- 期間中に解消
- 期間中に一部解消
- 期間中に変化なし
- 解除済み箇所

<道路種別>

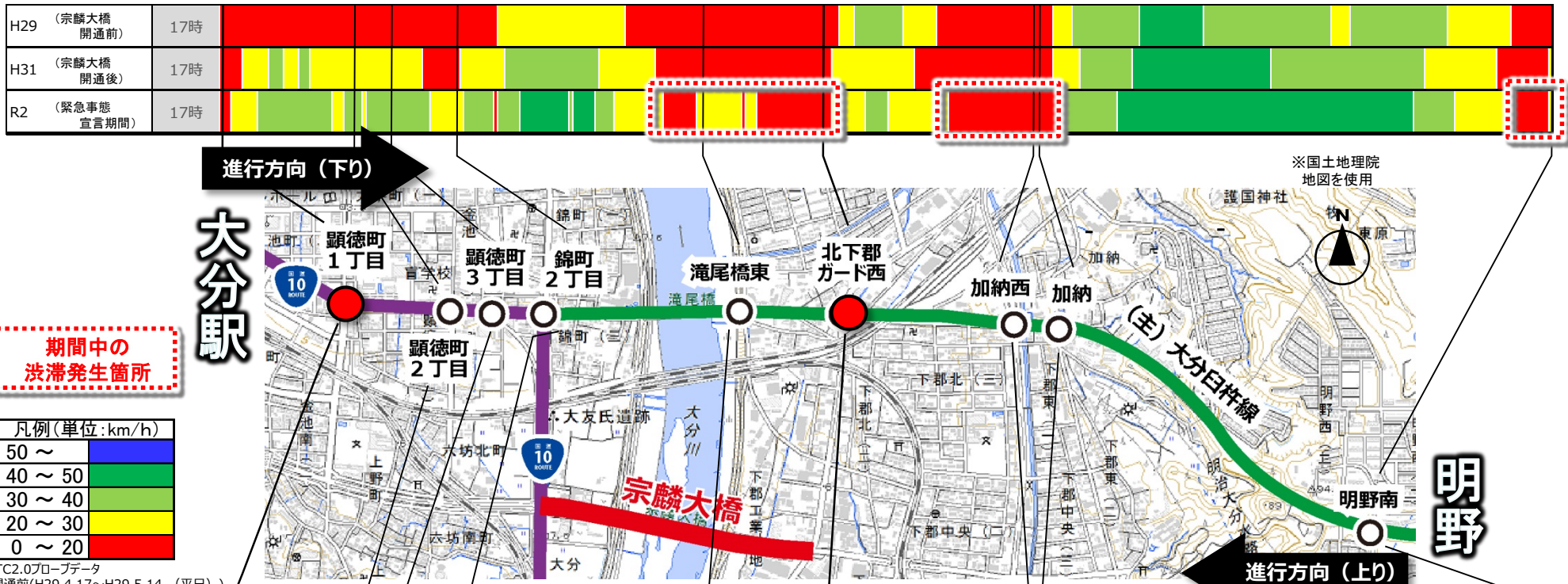
- 高速道路
- 一般県道以上
- 市町村道

4. 緊急事態宣言期間中における交通状況

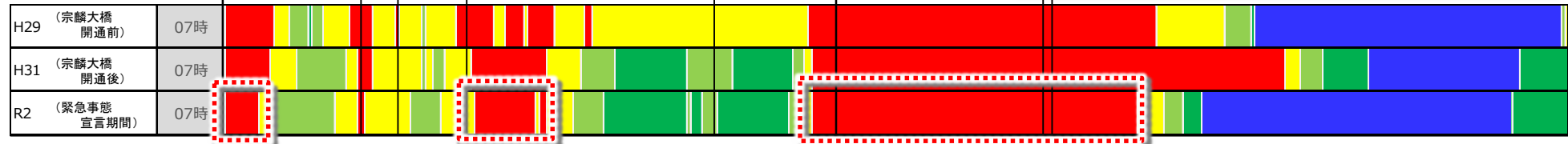
(4) (主)大分臼杵線の交通状況

- 緊急事態宣言期間中における交通量の減少により、(主)大分臼杵線の渋滞が緩和
- 一方で、期間中においても依然として主要な交差点を起点に渋滞が残存しており、引き続き渋滞対策の検討が必要

「顕徳町1丁目」→「明野南」 平日のタピーク



「明野南」→「顕徳町1丁目」 平日の朝ピーク

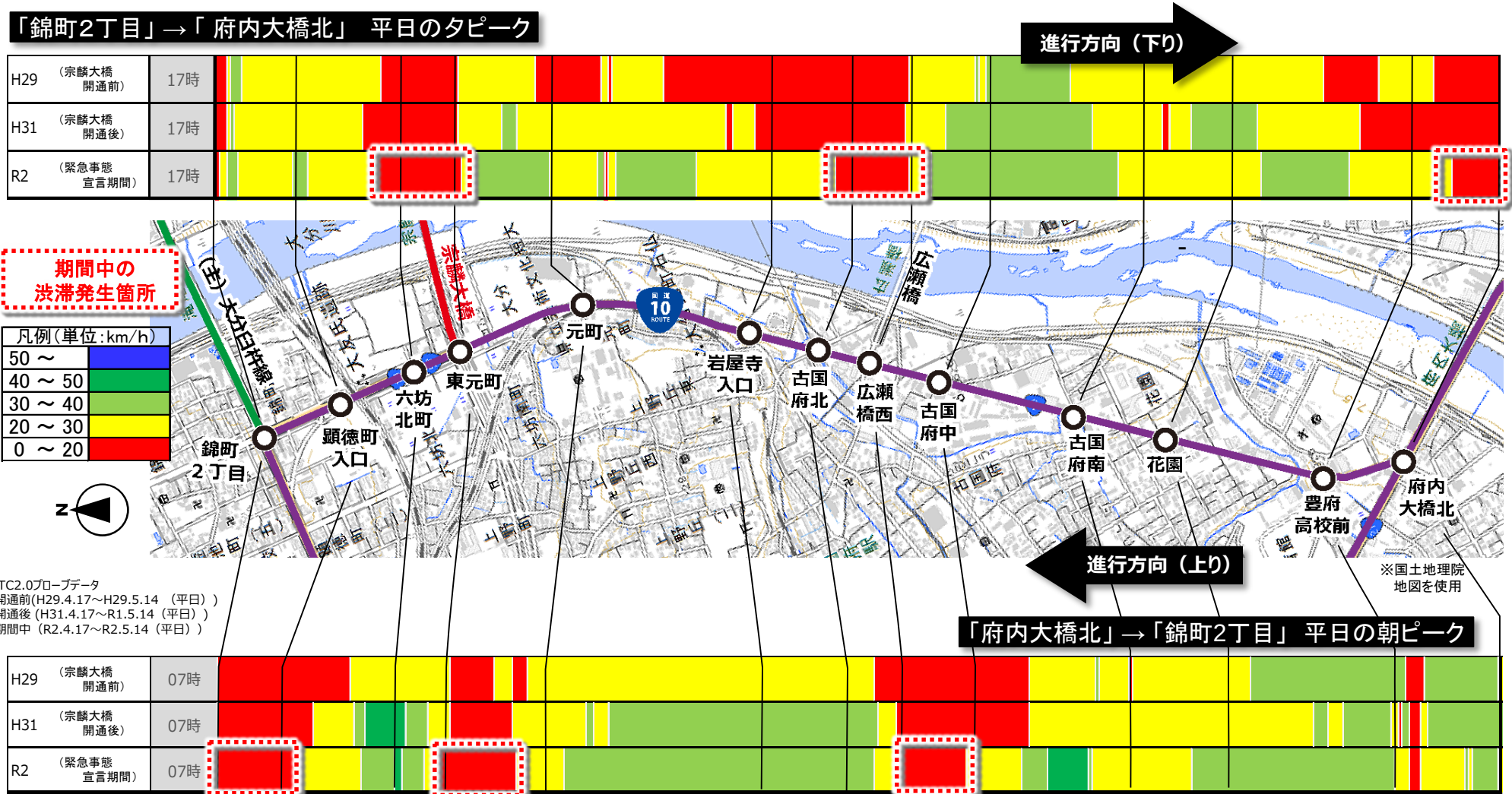


▲走行速度の変化 (大分臼杵線)

4. 緊急事態宣言期間中における交通状況

(5) 国道10号の交通状況

- 緊急事態宣言期間中における交通量の減少により、国道10号の渋滞が一部緩和
- 一方で、期間中においても依然として主要な交差点を起点に渋滞が残存しており、引き続き渋滞対策の検討が必要

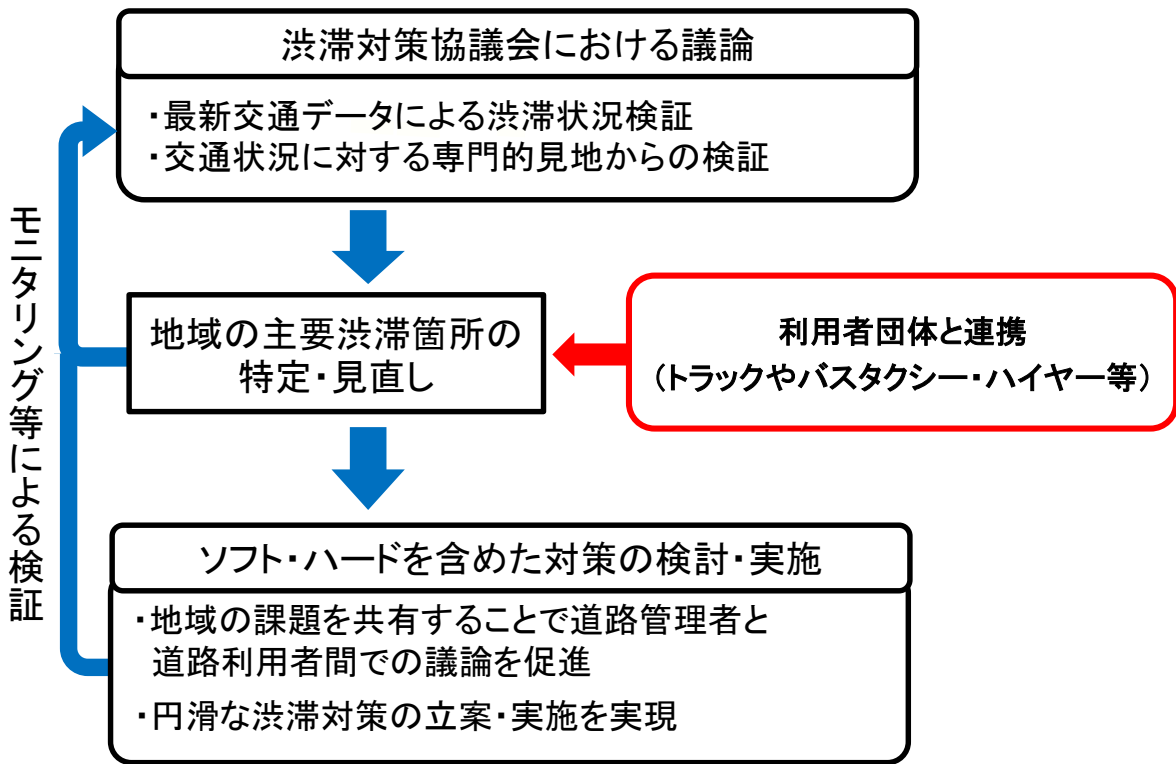


▲走行速度の変化（国道10号）

5. 官民連携による渋滞対策の取組み

(1)官民連携による渋滞対策

○人・物の輸送の効率化を図るため、渋滞対策協議会とトラックやバス等の利用者団体との連携を強化し、利用者目線で対策箇所を特定したうえで、即効性のある渋滞対策を実施



＜トラックが渋滞に巻き込まれている状況＞



＜バスが渋滞に巻き込まれている状況＞

引き続き、トラック・バス等事業者から見た渋滞箇所の対策を実施予定

5. 官民連携による渋滞対策の取組み

(2)トラックやバス、タクシー・ハイヤー等の事業者からの要望

○トラックやバス、タクシー・ハイヤー等の事業者からみた渋滞箇所について、道路利用者会議から渋滞対策の要望を受領

▼トラックやバス、タクシー・ハイヤー等の事業者からみた渋滞箇所

トラック 事業者	国道10号 大分大学入口交差点付近 国道10号（～県道38号）中村交差点 R2実施予定 県道22号 中島十条交差点付近 国道197号・県道614号 鶴崎橋東交差点付近 国道10号 金池～県道21号 加納西 国道10号 大分市高江付近 国道10号 東別府付近 国道10号 宮崎交差点付近 国道197号 鶴崎方面	国道210号 椎迫入口付近 国道210号 挾間三差路 国道210号 挾間町郵便局先 県道22号 新川交差点 県道21号・県道208号 金の手交差点付近 県道614号 川添橋東交差点付近 国道197号・県道685号 乗越交差点 国道10号 西生石交差点付近
バス 事業者	国道10号 流川通り交差点付近 国道10号 かんたん交差点付近	国道10号 大分駅前交差点付近 国道10号 西生石交差点付近
ハイヤー・ タクシー 事業者	国道10号 大分駅前交差点 国道10号 錦町2丁目交差点～元町方面 国道10号 府内大橋上下線 国道210号 羽屋交差点 国道210号 椎迫入口交差点	国道210号 下桑本交差点 R1実施済 国道197号 鶴崎駅前交差点 県道21号 加納交差点 県道22号 中島十条交差点

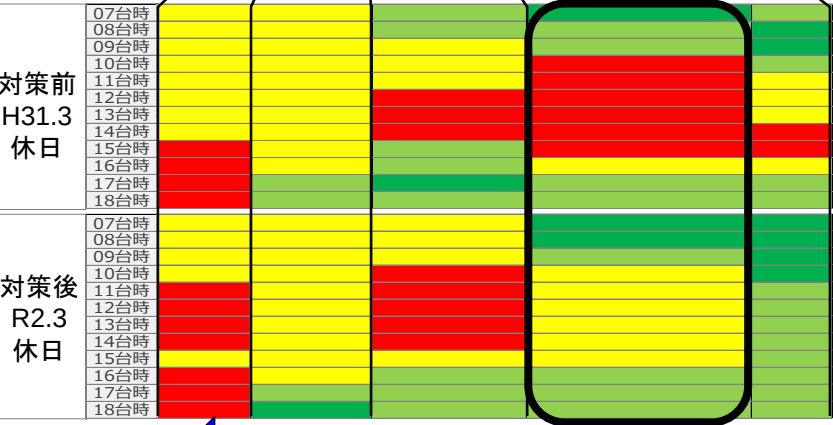
出典：全国道路利用者会議（R2.5.20）

5. 官民連携による渋滞対策の取組み

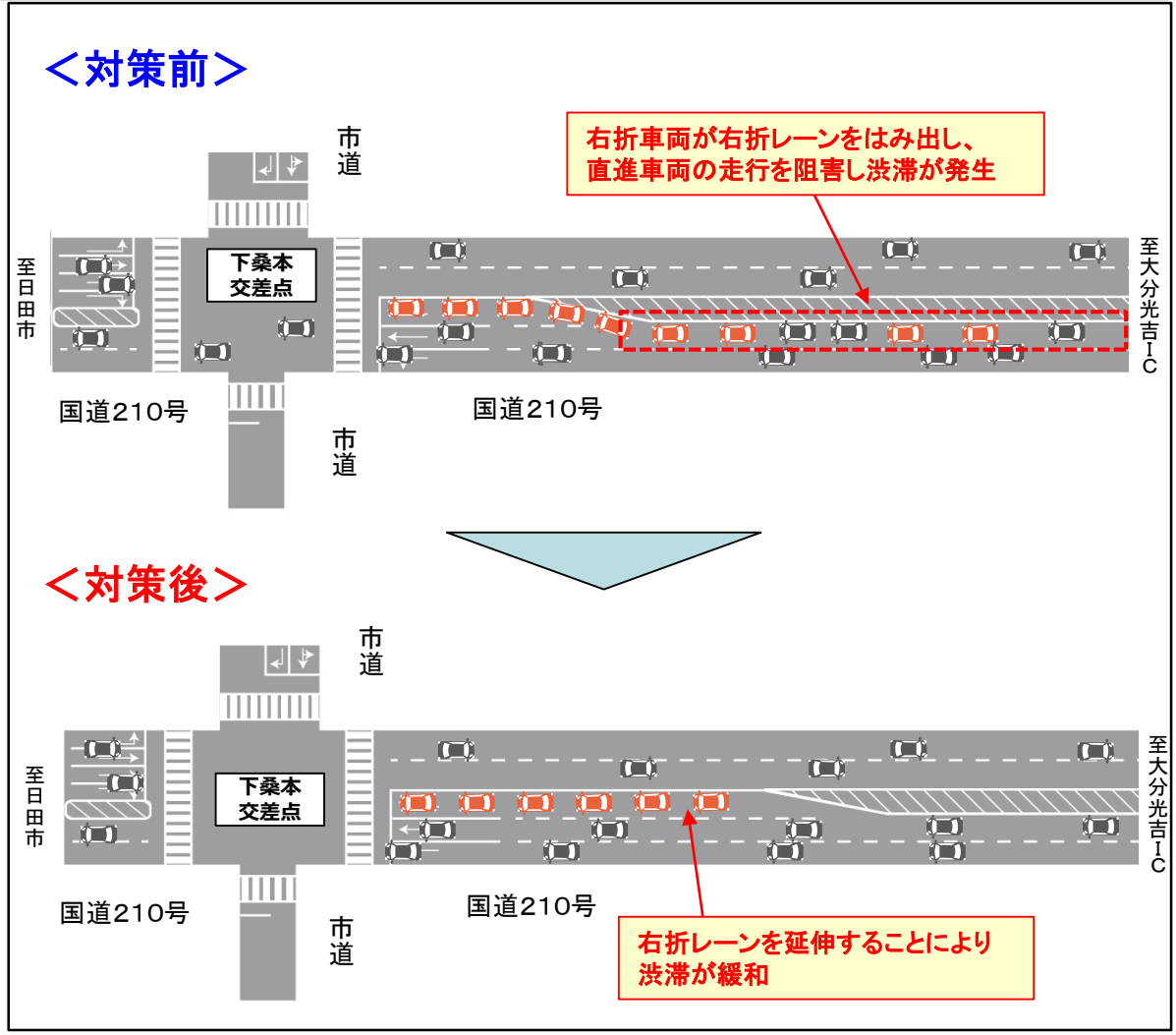
(3)ピンポイント渋滞対策実施箇所 <国道210号 下桑本交差点>

- 令和2年2月に、国道210号下桑本交差点の右折レーン延伸が完了
- 対策前に比べ旅行速度の向上は見られるものの、新型コロナウイルスの影響もあると考えられることから、今後もプローブデータによる継続的なモニタリングを進める必要がある

《位置図》



※ETC2.0プローブデータ 進行方向

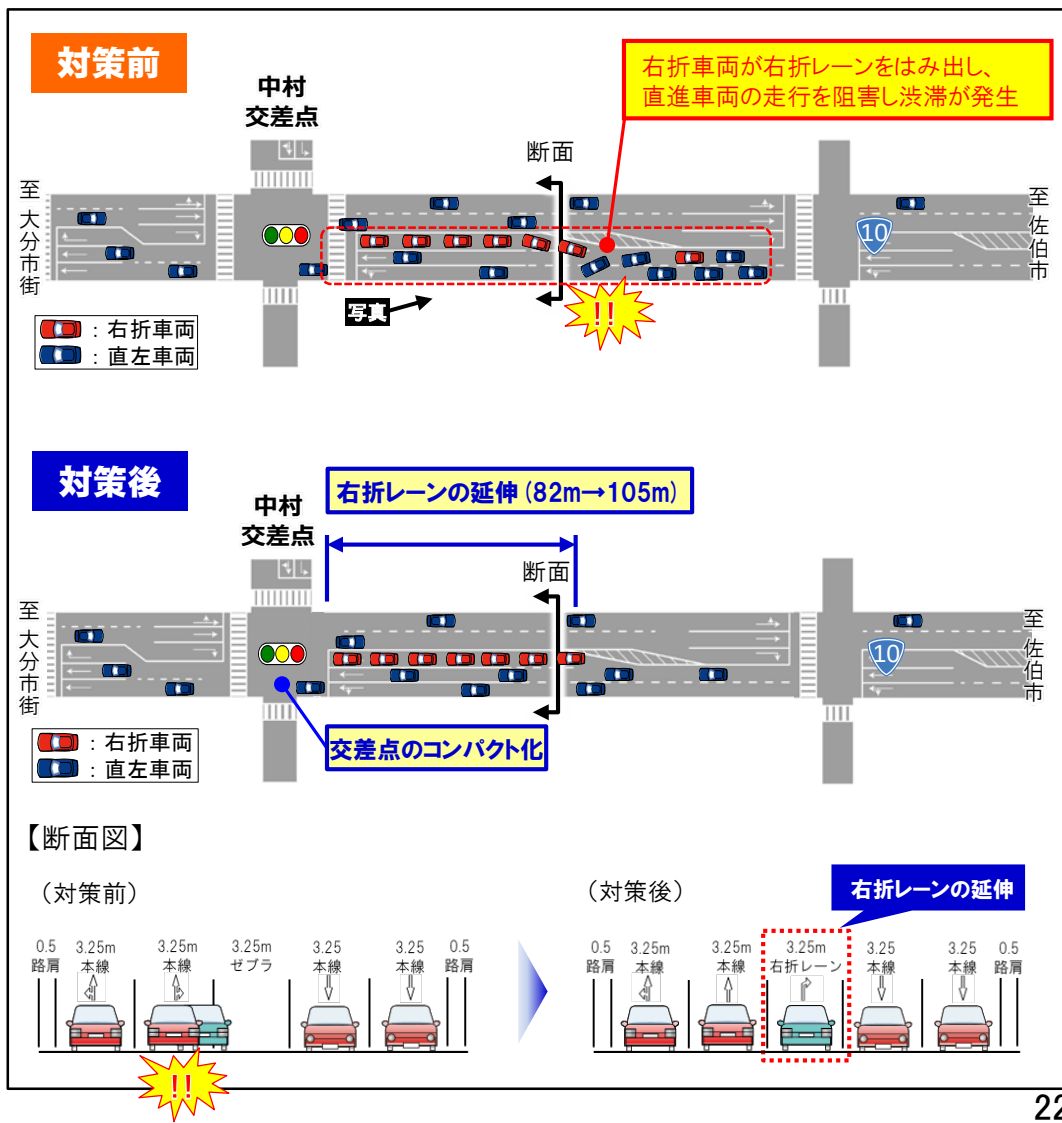
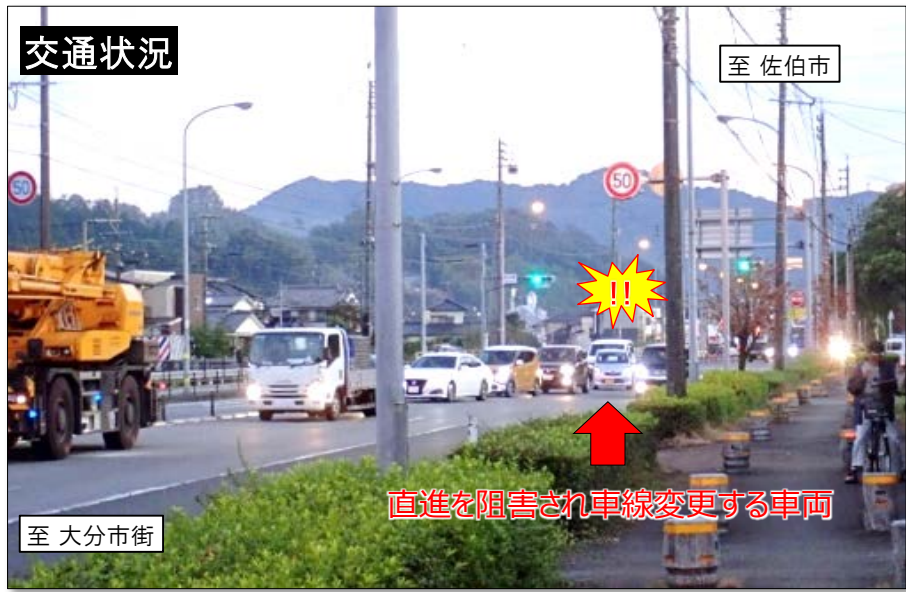


※国土地理院地図を使用

5. 官民連携による渋滞対策の取組み

(4)ピンポイント渋滞対策実施予定箇所 <国道10号 中村交差点>

- 右折車両が右折レーンをはみ出し、直進車両の走行を阻害しており、平日・休日ともに渋滞が発生
- 国道10号の右折レーンを延伸することにより渋滞緩和を図る(令和2年度実施予定)

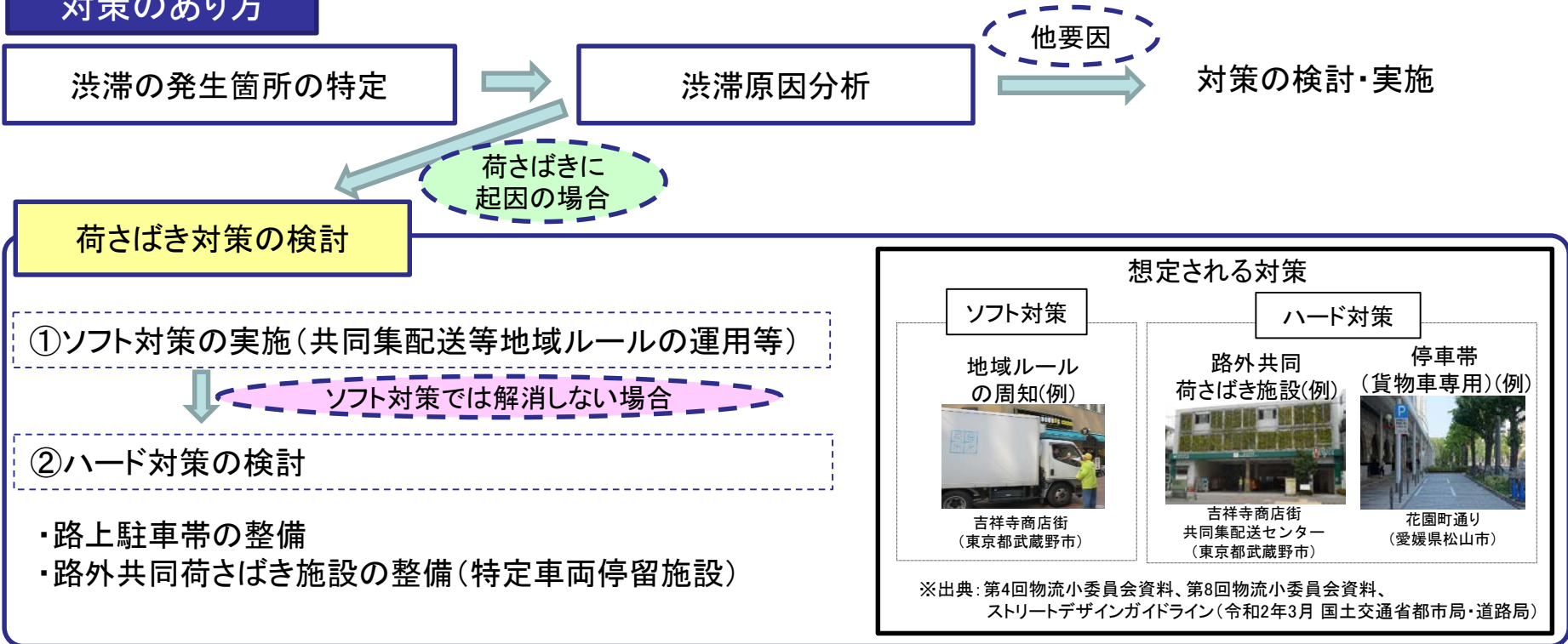


6. 都市内の路上荷さばきに起因する渋滞対策の考え方

背景

- 都市内の交通渋滞については、環状道路整備やバイパス整備、拡幅事業、付加車線の設置等のハード対策に加え、公安委員会との連携、路肩を活用した柔軟な車線運用などのソフト対策により、渋滞解消のための対策を進めてきた。
- また、駐車場整備についても、各自治体における附置義務条例を基にした取組が進められている。
- 一方、商業地域等では依然として、路上荷さばきに起因して交通渋滞が発生していると考えられる箇所も存在する。

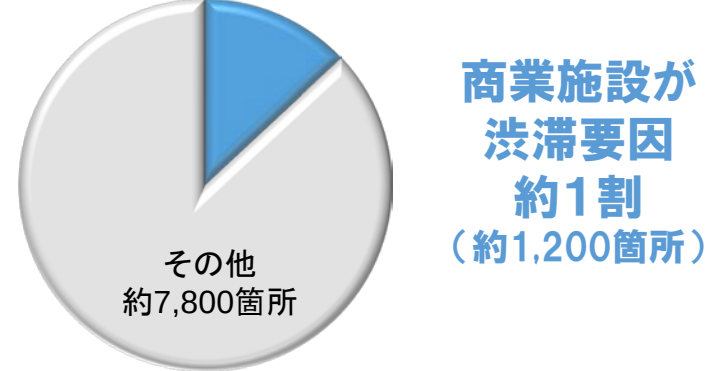
対策のあり方



7. 重要物流道路における道路交通アセスメントの取組み

- 大規模小売店舗等の商業施設の沿道立地による渋滞は、全国の主要渋滞箇所の1割以上を占めているなど、渋滞の大きな要因
- 重要物流道路では、より一層の円滑な交通の確保が求められることから、関係機関との連携を強化しつつ、計画立案の初期段階から立地者が道路管理者と円滑な協議・調整ができる仕組みに実効性をもたせるためのガイドライン等を策定し運用(R2. 1～)することで、道路交通アセスメントを確実に実施

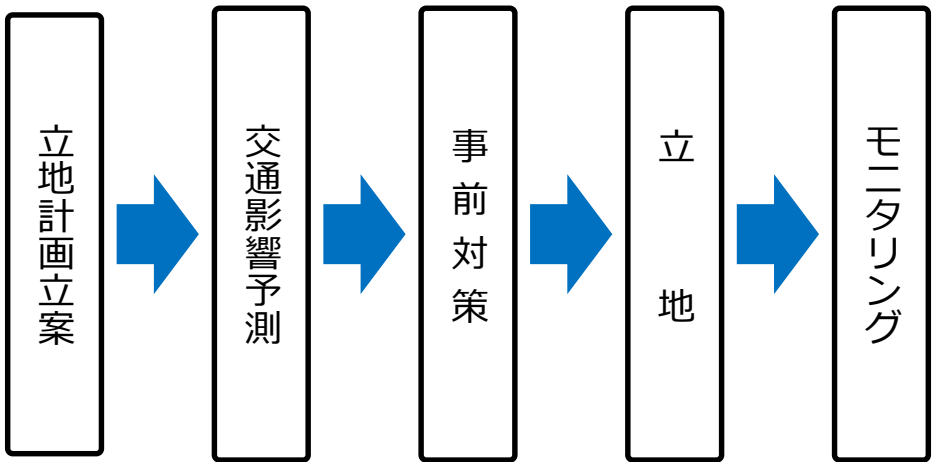
[主要渋滞箇所の要因]



[商業施設周辺の渋滞の様子]



[道路交通アセスメントの流れ]



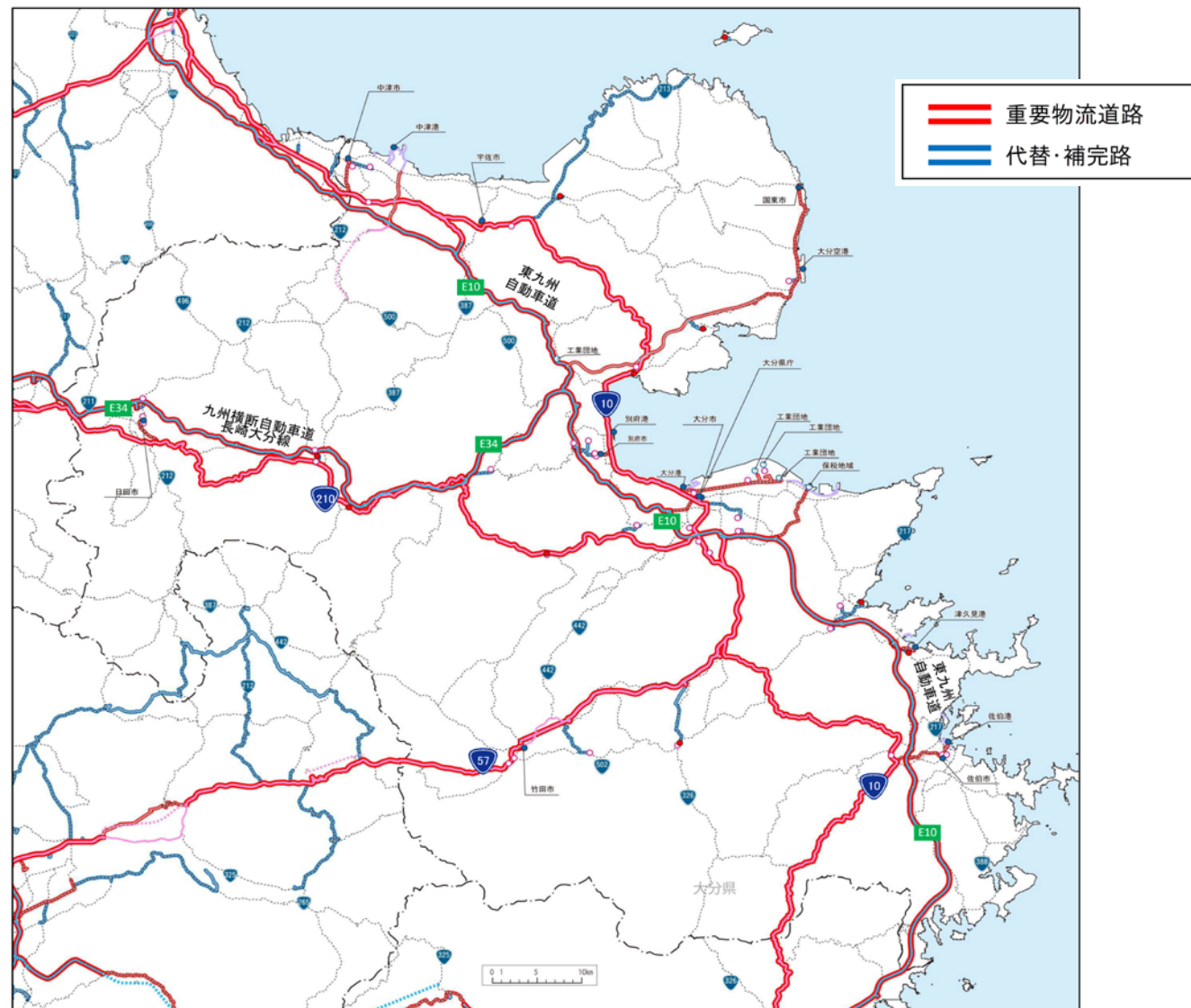
※道路交通アセスメント:
立地に先立って周辺交通に与える影響を予測し、適切な対策を事前に実施することによって、既存の道路交通に支障を与えることなく施設を立地させるとともに、立地後に交通状況が悪化した場合の追加対策について検討する取組み

<「重要物流道路と主要渋滞箇所の位置」及び「ガイドライン」等>
URL : <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

7. 重要物流道路における道路交通アセスメントの取組み

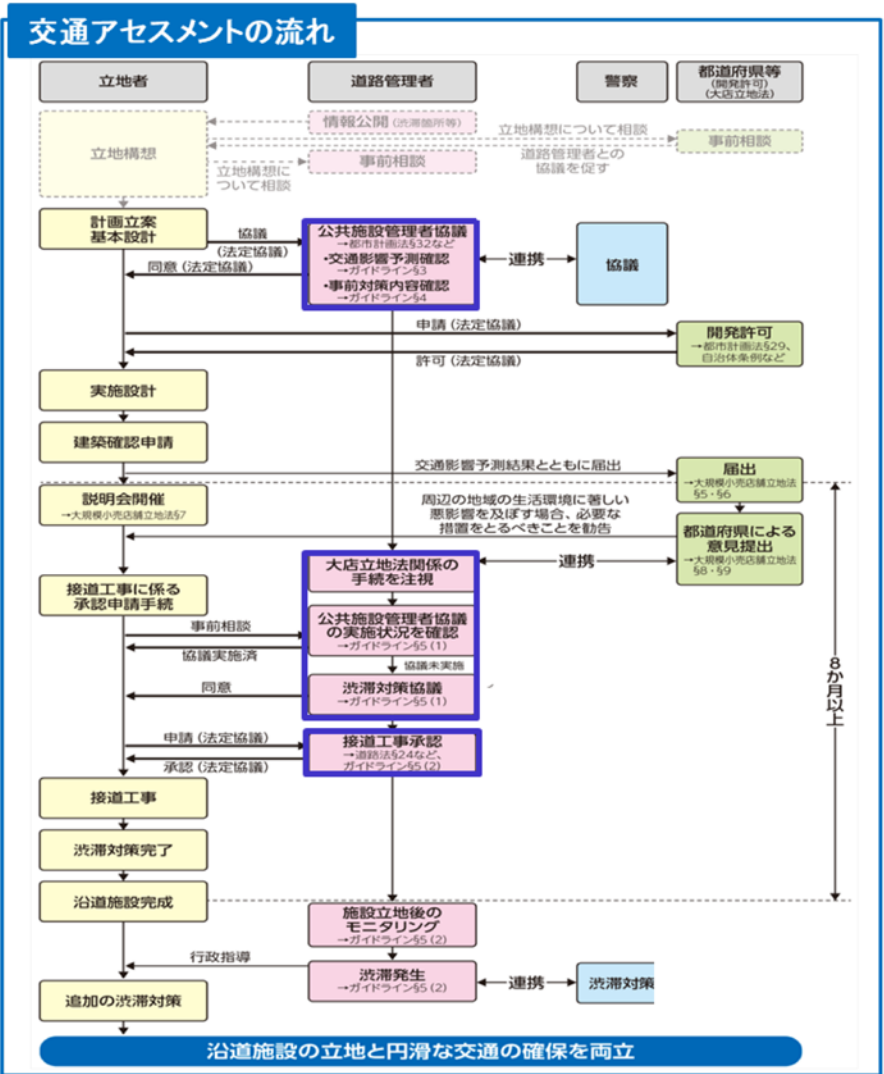
【参考】 大分県における重要物流道路指定（1次指定）

○高規格道路、直轄国道を中心に指定され、その他拠点までのラストマイル等を補うように指定



7. 重要物流道路における道路交通アセスメントの取組み

- 商業施設等の立地による渋滞が全国の主要渋滞箇所約1割を占め、渋滞対策をより一層強化することが必要
- 重要物流道路については、より一層の円滑な交通の確保が求められることから、自治体の大規模小売店舗立地法担当部局など関係機関との連携を強化しつつ、計画立案の初期段階から立地者が道路管理者と円滑な協議・調整ができる仕組みに実効性をもたせるためのガイドライン等を策定し運用することで、道路交通アセスメントを確実に実施



ガイドラインの概要

【対象施設】
重要物流道路(直轄)の沿道に立地を予定している施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすもの。
(1) 次のア又はイに掲げる条件のいずれかに該当するもの
ア 小売業を行うための店舗(店舗面積1,000㎡を超えるもの)
イ 当該施設の延床面積が20,000㎡以上のもの(集合住宅を除く。)
(2) 立地に際し、都市計画法第32条、条例等に基づき、道路管理者に対する協議(法定協議)が必要とされていること
(3) 半径2km以内の重要物流道路上に主要渋滞箇所が存在すること
(4) 立地に際し、道路法第24条に基づく乗入れ工事の承認申請を予定しているもの

【交通影響予測】
対象施設の法定協議において、施設規模を踏まえて適切な予測手法により交通影響予測を実施し、結果を提出。

【渋滞対策】
交通影響予測の結果、予測範囲内の重要物流道路上の主要渋滞箇所において交通流の悪化が認められる場合や、新たな渋滞箇所の発生が認められた場合は、所要の渋滞対策を実施。

【乗入れ工事の承認申請時】
対象施設に係る乗入れ工事の承認申請時には、法定協議が実施されていること(同意していること)を確認。万一、法定協議を実施していない場合には、協議を実施し、申請者と道路管理が合意したのちに承認。

【乗入れ工事の承認時】
承認を行う際、対象施設の立地後に渋滞等が生じた場合には、更なる渋滞対策を講じる必要がある旨を文書で付記。

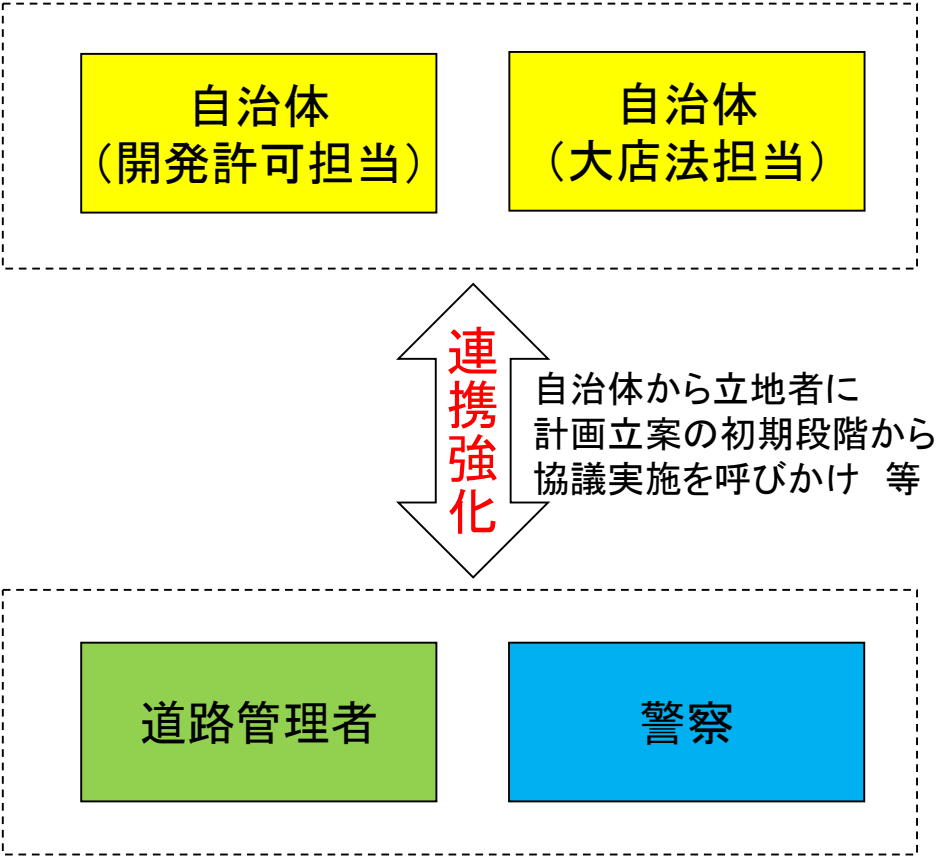
【対象施設の立地後の対応】
立地後、交通状況の悪化が生じていないか確認し、悪化している場合には、協議の上、所要の渋滞対策を実施。

【関係機関との連携】
計画立案の初期段階から適切に協議が行われるよう、自治体担当部局など関係機関との連携を強化。

【渋滞箇所等の情報公開】
立地者が施設立地箇所の検討段階から渋滞箇所等の情報を参照できるよう情報公開に努める。

7. 重要物流道路における道路交通アセスメントの取組み

- 立地者が道路管理者と円滑な協議・調整ができる仕組みに実効性をもたせるため、また、協議の輻輳等により立地者に過度の負担が生じないように適切な運用を図るためには、自治体等と道路管理者が密に連携を図ることが必要不可欠
- 運用開始に向け、説明会等を通じて、開発許可及び大店立地法手続きを所管する自治体関係部局や関係業界の事業者等との協力体制を構築



■大店立地法手続き所管部局との連携の事例 (富山県の事例)

▽大規模小売店舗立地法 届出の手引き
(再改定指针对応版)〔第5版〕(H31.4 富山県) 抜粋

(2) 新設の届出(法第5条第1項)手続きの流れ

① 事前相談

富山県商工労働部商業まちづくり課が窓口です。手続きの流れや書類作成方法についてご相談ください。

○窓口

商工労働部商業まちづくり課	大規模小売店舗立地法全般	076-444-3253
---------------	--------------	--------------

必要に応じて、下記に掲げる県の関係課(出店予定地を管轄する土木センターや警察署を含む。)と事前に協議してください。特に駐車場の自動車の出入口(位置、幅、方向など)、交通量調査(調査の必要性、調査地点、調査方法など)、騒音予測(予測地点の選定、基準値、評価など)には時間がかかるので、早めに協議されることをおすすめします。

県の関係機関のほかに市町村や国の関係行政機関との協議が必要となる場合があります。
たとえば、国道8、41、156、160号線沿いに出店しようとするときには、国土交通省富山河川国道事務所と協議してください。

⇒県の大店法手引きにおいて、道路管理者との事前協議を呼びかけ

⋮

計画段階から予測・対策検討を行い、効果的な対策を実施

8. 今後の進め方

- 最新の交通データを収集・整理し、主要渋滞箇所の交通状況のモニタリングを継続的に実施
- 構築した検討体制により、モニタリング結果等を有効に活用し地域毎の渋滞対策の検討を推進

“交通渋滞対策協議会”による議論

- 最新の交通データによる渋滞状況の検証
- 地域の交通状況の変化等に対する専門的見地からの検証 等
- 主要渋滞箇所の指定及び解除の協議・判断

“検討部会(大分エリア)および 各道路管理者等(その他エリア)”による議論

- 交通状況のモニタリング(主要渋滞箇所のフォローアップ)
- 地域の交通課題の共有
- ソフト・ハードを含めた対策の検討・調整 等

